

福岡県公報

平成18年10月25日
第2599号

目次

告示(第2069号—第2107号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	2
○市街地再開発組合の解散の認可	(都市計画課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	4
○新たに生じた土地の確認	(地方課)	4
○町の町の区域の変更	(地方課)	5
○市の字の区域の変更並びに町の区域の設定	(地方課)	5
○新たに生じた土地の確認	(地方課)	7
○市の町の区域の変更	(地方課)	7
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	9
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	9
○貸金業者の営業所の不確知	(経営金融課)	9
○地域森林計画の案の縦覧	(治山課)	10

○地域森林計画の縦覧	(治山課)	10
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	10
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(監査保護課)	11
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	11
○生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	12
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	12
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	15
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(監査保護課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○結核予防法に基づく指定医療機関の指定	(健康対策課)	17
○結核予防法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(健康対策課)	17
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	17
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	18
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	18
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	18

公 告

○第35回採石業務管理者試験の合格者の発表	(工業保安課)	19
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	19

告 示

福岡県告示第2069号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	八 香 女 春 線	前	うきは市浮羽町朝田1409番10先から 同市浮羽町朝田429番2先まで	6.0 ～ 7.6	251.2
			後	同上	7.6 ～ 9.8	
久留米	県 道	八 香 女 春 線	前	浮羽郡浮羽町大字朝田442番2先から 同郡同町大字朝田561番1先まで	7.3 ～ 26.6	372.0
			後	うきは市浮羽町朝田421番1先から 同市浮羽町朝田408番2先まで	7.3 ～ 26.6	
久留米	県 道	八 香 女 春 線	前	うきは市浮羽町朝田560番1先から 同市浮羽町朝田561番1先まで	8.5 ～ 12.5	7.7
			後	同上	11.0 ～ 12.5	

福岡県告示第2070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八 香 女 春 線	うきは市浮羽町朝田1409番10先から 同市浮羽町朝田429番2先まで
久留米	八 香 女 春 線	うきは市浮羽町朝田421番1先から 同市浮羽町朝田408番2先まで
久留米	八 香 女 春 線	うきは市浮羽町朝田560番1先から 同市浮羽町朝田561番1先まで

福岡県告示第2071号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行 橋	大 久 保 行 橋 線	行橋市大字下稗田625番1先から 同市大字中川1番3先まで

福岡県告示第2072号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年10月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパードラッグコスモス羽犬塚店
 (2) 所在地 福岡県筑後市大字和泉字前田90番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年6月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,429㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県筑後市大字和泉字前田90番1 外	55

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)

福岡県筑後市大字和泉字前田90番1 外	44
---------------------	----

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県筑後市大字和泉字前田90番1 外	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県筑後市大字和泉字前田90番1 外	13.44

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県筑後市大字和泉字前田90番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第2073号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第45条第4項の規定に基づき、室町一丁目地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定により次のように公告する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 組合の名称

室町一丁目地区市街地再開発組合

2 事務所の所在地

北九州市小倉北区室町1丁目2番11号

3 設立認可の年月日

平成11年5月21日

4 解散認可の年月日

平成18年10月13日

福岡県告示第2074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	200号	前	飯塚市片島一丁目516番8先から 同市片島一丁目516番2先まで	47.6 ～ 55.0	10.0
			後	同上	47.6 ～ 62.8	10.0
飯 塚	一般 国道	211号	前	嘉麻市牛隈1380番2先から 同市牛隈1931番8先まで	7.2 ～ 9.0	300.0
			後	同上	11.5 ～ 18.0	300.0

福岡県告示第2075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	200号	飯塚市片島一丁目516番8先から 同市片島一丁目516番2先まで
飯 塚	北九州 小 竹 線	飯塚市勢田1294番8先から 同市口原333番1先まで

福岡県告示第2076号

広川土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
末 安 忠 男	八女郡広川町大字新代2056番地

福岡県告示第2077号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、苅田町長から苅田町の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成18年9月25日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

新たに生じた土地の表示	地積 (平方メートル)
京都郡苅田町幸町1の1、10の9、11の1、11の2、12の1、12の2、12の11、13の1、13の2及び磯浜町13の1、13の2、14の1、14の3から14の5の地先公有水面埋立地	7,605.92

福岡県告示第2078号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、苅田町長から苅田町の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 次の区域を磯浜町に編入する。

新たに生じた土地
京都郡苅田町幸町1の1、10の9、11の1、11の2、12の1、12の2、12の11、13の1、13の2及び磯浜町13の1、13の2、14の1、14の3から14の5の地先公有水面埋立地7,605.92平方メートル

福岡県告示第2079号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、春日市長から春日市の字の区域の変更並びに町の区域の設定を次のようにする旨の届出があった。

上記処分は、平成18年11月6日から効力を生ずるものとする。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 次の区域を上白水七丁目とする。

大 字	字	地	番

上 白 水	前 田	397の19、398の59、398の62、425の1、425の2、427の1、429の1、429の3から429の7まで、430の2から430の4まで、431の3、432の1、433
	馬 場	464の1、464の3、464の4、465の1、465の2、466、468の1、469、470の1、470の2、472の4、473の1、473の2、474、476、477
	石 塚	478の1から478の3まで、479の1、479の2、480の2、481から483まで、484の1、487、488の1、488の2、490から492まで、493の1、493の7
	門 田	770の2、770の9、771の2、772の2から772の5まで、772の7、780の4、780の5、786の3から786の6まで、787の1、787の2、788の3から788の5まで、788の8、788の9、789の1、789の2、789の5から789の7まで、789の15から789の18まで、789の21、790の1、790の4、791の5、792の1、792の2、794の1、795、796の1、796の3、796の7、798の1、798の2、799の1から799の7まで、799の9、801の1から801の3まで、802の1、802の3、802の4、803の1、803の4、803の5、804の1、805の1、805の3、805の4、806の1、806の3、807の1、807の3、807の5、808の1から808の5まで、809の1から809の3まで、810、811、812の1から812の3まで、813の1、813の2、814の1、814の2、815の1、816の1、816の2、817の2、817の3、817の5、818の1、818の2、818の5、819、820の1、821の1、822の1、822の2、822の4、822の5、824、825の1から825の5まで、826の1、826の4、827の1、827の2、827の4、828の1、828の2、829の1、829の2、829の4、830の1から830の9まで、831の1、831の2、832の1から832の3まで、832の5、832の6、833の1、834の1から834の4まで、836の2、840、841、842の3、842の5、843の1、844の3、845の3、845の4、845の6、846、847の1、847の2、848の1、848の2、849の1、849の2、850の1、851の1、853、854の1、854の2、855の1、855の5
	下 原	856の1、856の8、856の10、856の11、857の1から857の3まで、858、859の1、859の3、860の1、863の3、863の4、864、870の5、871の3から871の5まで、871の11、871の12、960の3、961の1、961の3、961の4、962の1、962の2
	天 神 木	964の1から964の5まで、965の1から965の4まで、967の3、968の4、968の5、970の1から970の14まで、993の3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

2 次の区域を上白水八丁目とする。

大字	字	地番
上白水	石塚	478の5
	中白水	545の1、545の4、545の8、545の11から545の14まで、546の1、546の5、546の12、546の13、555の3、555の6、555の7、561の1、562の1から562の6まで、563の1、564の1、565の2、565の3、565の5から565の10まで、565の14、565の15、565の17、565の19、566の2から566の4まで、567の1、567の3、567の5、567の6、569の1、569の2、570の1から570の9まで、570の11から570の16まで、571の3から571の10まで、572の1、572の2、573の1、573の2、574の1、575の1、575の3、575の4、576の1、576の8、576の9、577の2、577の8、578の1、578の4、578の6、579の1、579の3、580の1、580の3、581の2、581の3、583の8
	辻畑	623の3、624の2、624の3、625の2、625の3、625の5から625の7まで、626の2、627の1から627の3まで、627の6、628、629の1から629の9まで、630の1から630の5まで、630の7、631の1から631の4まで、633の2から633の8まで、634の2、635の2、636の1、636の2、637の1、637の2、638の2、640、641の1、642の1、643の1、646の3から646の7まで、648の1、648の3、649の1、655の1、656の1、656の2、656の5
柏田	657の1から657の16まで、659の1、659の4、659の6、660の11、668の2、668の11、668の13、723の2、723の3、723の6から723の12まで、728の7、728の13、729の1、729の3から729の6まで、729の12、729の13、729の15、729の17、729の18、730、730の2、731の1、732の1、732の4、732の5、732の7、732の9から732の12まで、733の1、733の5、733の7、733の14、733の16、735の1、735の7、735の8、735の19、735の20、736の1、736の2、736の4から736の8まで、736の11から736の15まで、737の1、737の3から737の6まで、739の1、739の4、739の8、743の2から743の4まで	

門田	744、744の2、745の2、746の3、746の5、747の2、766の3、767の1、769の2、769の3、770の7、770の8、771の1、772の1、772の6、773の6、773の12、777の4、777の5、778の1、780の1、780の3、781の1、782の1から782の4まで、783の1、783の2、783の4、784の1、784の4、784の7、784の8、785の1、785の5、785の10、785の12、785の13、789の8から789の14まで、789の19、789の20
下原	856の9、857の4、869の2、869の10から869の18まで、871の6、871の9、871の10、873、884の2から884の5まで、884の7から884の11まで、885の4から885の6まで、885の10、885の11、893の2、894の5、894の6、954の4、954の9から954の12まで
下白水	1707の2から1707の5まで、1708の1

これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

3 次の区域を上白水九丁目とする。

大字	字	地番
上白水	辻畑	623の1、623の4から623の8まで、623の11、625の1、625の4
	柏田	659の3、660の2、660の4から660の10まで、661の1から661の10まで、663の1、663の2、663の6、663の8から663の10まで、663の14、663の15、664の1、664の5、664の6、664の8から664の10まで、664の14、664の21、665の2、667の1、667の3から667の5まで、667の7から667の9まで、667の11、667の12、668の3から668の9まで、669の3、674の3、675の3、678、679の3、680の2、680の3、680の8、690の1から690の4まで、690の7から690の11まで、690の14から690の17まで、690の19、690の20、691の1、691の2、691の5、691の8から691の10まで、691の12、691の13、691の16、691の19、691の22から691の24まで、691の31、691の32、691の35、691の37から691の40まで、691の43から691の57まで、692の2、694の2から694の5まで、694の13、694の14、697の2、697の11、698の1から698の11まで、699の1、699の3、699の7、699の13から699の17まで、700の2、700の4から700の6まで、700の8、700の13、701の12、701の13、701の15、701の18、701の20、701の21、701の24、701の30、701の31、702の1、702の7、

	702の9、702の11から702の13まで、703、704の1、704の6から704の12まで、705の1、705の2、707の1、707の9、709の2、711の9、712の1、712の5、713の2から713の4まで、713の6、713の7、713の9、713の10、715の1、715の3、715の7から715の9まで、716の3から716の7まで、718の3、718の7、719の6、720の1から720の6まで、720の10から720の13まで、721の1、721の2、721の4から721の10まで、725の1、725の4から725の6まで、725の9、725の10、726の1、726の7、726の9から726の11まで、727、728の1、728の8、728の9、735の2、735の11
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

4 次の区域を上白水十丁目とする。

大字	字	地番
上白水	中白水	545の5、580の2、581の1、581の4、582、583の1から583の7まで、584の1、585、586の1、586の2、587、588
	辻畑	591、592の1から592の3まで、593の1から593の5まで、594の2、595の1から595の3まで、596の1から596の7まで、597の1、597の4から597の11まで、598の2、600、601、602の1から602の5まで、602の7から602の10まで、603の2から603の6まで、605の1から605の3まで、606、606の3、606の4、606の7、607の3、607の4、608の2から608の5まで、610の1から610の4まで、611、612の1、612の3、612の5から612の7まで、615の1、615の3、615の5から615の7まで、616の1、616の2、617の2、618の1、618の2、619の1、619の2、620、621の1、621の6、621の9、622の1
	柏田	669の1、669の5から669の7まで、670の2から670の8まで、670の10、670の11、674の6、675の1、675の6から675の11まで、679の1、679の4から679の8まで、680の1、680の5から680の7まで、681の1、681の3、682の1から682の3まで、682の5から682の7まで、683の1から683の3まで、683の5、683の8から683の16まで、684の1から684の3まで、684の5、684の7、684の8、685の1、685の2、685の6、685の13、687、688の2から688の4まで、688の9、689の2から689の6まで、689の8、689の9、691の3、691の4、691の6、691の25から691の27まで、691の41、691の42、694の1、694の6から694の9まで、694の11、694の12、695の2、695の3、696の1から

	696の12まで、696の14から696の20まで、697の1、697の3、697の4、697の6から697の10まで
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	

福岡県告示第2080号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市長から北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成18年9月27日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市若松区響町三丁目1の2、1の16、1の17地先	7,232.02
北九州市若松区響町三丁目1の3地先	15,713.32

福岡県告示第2081号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を若松区響町三丁目に編入する。

新たに生じた土地
北九州市若松区響町三丁目1の2、1の16、1の17地先の公有水面埋立地 7,232.02平方メートル
北九州市若松区響町三丁目1の3地先の公有水面埋立地 15,713.32平方メートル

福岡県告示第2082号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社環

(2) 所在地

熊本県菊池市赤星中道2048番地

(3) 代表者

代表取締役 寺崎 富美子

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成18年10月11日

4 処分の理由

事業者が、平成18年9月14日付けで、佐賀県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに掲げる法第7条第5項第4号ニに該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号に該当するに至ったため。

福岡県告示第2083号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字庄字三郎丸1776、字ヤシキ1777、1779

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヤシキ1777・1779（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2084号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡星野村字金山18893の1、18894の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2085号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡矢部村大字北矢部字高巣9261の1、9262の1、9279の1、9280の1、字玉洗9282、9290の2、9291の1、9291の2、字柴庵上9452の1、大字矢部字荷卸449の1、449の2、452、453、466の2、字暮石492の1、493、字谷野古田823の3、829、831の1、832、833の1、834の1、834の2、字山内小路2173の29、字平石2214の9、2214の23、2214の25、2214の51、2214の58、2214の59、字長山2223の66、2224の2、字ウソノ迫6213の1、字平原6230の1、6231の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2086号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡星野村字田代向364の21、374の1、374の2、375の1、375の2、379、380、字下津留ノ上414、416、字内城山10675の1、10678、10679、10683、10686、10687の1、10688の1、10688の2、10692、字入道ノ下12527の1、12528、12531の1、12531の7、字半五郎上12559の5、12559の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2087号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、その登録

を取り消すことがある。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
平成商事 川上 忍	福岡市中央区天神3丁目4-2 UBI 天神ビル8階	福岡県知事 (1)第08293号	平成17年4月15日

福岡県告示第2088号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画をたてたので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 森林計画区の名称

遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）

2 縦覧場所

福岡県水産林務部治山課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所、福岡県行橋農林事務所、北九州市役所、直方市役所、飯塚市役所、田川市役所、行橋市役所、豊前市役所、中間市役所、宮若市役所、嘉麻市役所、芦屋町役場、水巻町役場、岡垣町役場、遠賀町役場、小竹町役場、鞍手町役場、桂川町役場、香春町役場、添田町役場、糸田町役場、川崎町役場、大任町役場、赤村役場、福智町役場、苅田町役場、みやこ町、上毛町役場、築上町役場

3 縦覧期間

平成18年10月25日から同年11月24日まで

福岡県告示第2089号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき地域森林計画を変更したので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 森林計画区の名称

(1) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、筑紫郡、糟屋郡及び糸島郡の各一円）

(2) 筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡、山門郡及び三池郡の各一円）

2 縦覧場所

(1) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課及び福岡県福岡農林事務所、福岡市役所、筑紫野市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所、太宰府市役所、前原市役所、古賀市役所、福津市役所、那珂川町役場、宇美町役場、篠栗町役場、志免町役場、須恵町役場、新宮町役場、久山町役場、粕屋町役場、二丈町役場及び志摩町役場

(2) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画

福岡県水産林務部治山課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所、大牟田市役所、久留米市役所、八女市役所、小郡市役所、うきは市役所、朝倉市役所、筑前町役場、東峰村役場、黒木町役場、立花町役場、広川町役場、矢部村役場、星野村役場、瀬高町役場、山川町役場及び高田町役場

3 縦覧期間

平成18年10月25日から同年11月24日まで

福岡県告示第2090号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をした

ので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生120	いきまる内科クリニック	宗像市自由ヶ丘9丁目1-1	18・10・5
像生119	あさひ小児科クリニック	宗像市光岡5-1	18・10・19
潜生120	医療法人孝友会せいてつ眼科医院	三潞郡大木町大字大角1852	18・9・1
飯生291	近藤医院	飯塚市菰田西1丁目4-3	18・9・1
遠生179	岡垣リハビリテーション病院	遠賀郡岡垣町野間2丁目15-8	18・9・1
豊生81	みぞぐち泌尿器科クリニック	豊前市大字恒富40-1	18・10・2
福津生歯23	林歯科医院	福津市若木台1丁目19-5	18・9・1
像生117	ほんだ耳鼻咽喉科(歯科)	宗像市稲元1035-5	18・8・21
久生歯292	スマイル歯科	久留米市津福本町字沼尻池内568-1	18・10・1
大生歯188	大岸歯科医院	大牟田市三川町1丁目26-43	18・10・1
豊生歯44	豊前ゆめ歯科	豊前市大字堀立287-6	18・7・1
像生薬49	有限会社宗像調剤薬局南店	宗像市自由ヶ丘9丁目1-2	18・10・1
像生薬51	三気堂薬局 東郷店	宗像市東郷3丁目1-15	18・10・1
像生薬50	タカラ薬局光岡	宗像市光岡5-1	18・10・1
春生薬42	ひまわり薬局	春日市紅葉ヶ丘東1丁目66番地1F	18・9・1
春生薬43	伯玄調剤薬局	春日市伯玄町2丁目14-1	18・10・1
八女生薬32	ハート薬局	八女市馬場字熊野24-2	18・10・1
朝倉生薬43	サンアイ調剤薬局えびす店	朝倉市持丸455-8	18・10・1
う生薬20	しらかべ調剤薬局	うきは市吉井町1267-12	18・9・1

飯生訪5	良創夢 訪問看護ステーション	飯塚市忠隈394-5	18・9・1
------	----------------	------------	--------

福岡県告示第2091号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
久生170	光山内科医院	久留米市篠原町2-2	18・9・1
久生歯81	福島歯科医院	久留米市大橋町常持263-1	18・9・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
山生160	せいてつ眼科医院	三潞郡大木町大字大角1852-1	18・8・31
飯生46	近藤医院	飯塚市菰田西1丁目4-3	18・8・31
福津生歯11	医療法人林歯科医院	福津市若木台1丁目19-5	18・8・31
福岡生歯75	ざいぜん歯科医院	前原市大字加布里字塩屋新開29-2	18・9・15
筑生歯43	丸岡歯科医院	筑後市大字和泉247番地	18・7・25
豊生歯41	豊前ゆめ歯科	豊前市大字堀立287-6	18・6・30

福岡県告示第2092号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
中生40	医療法人山田医院	医療法人山下医院	中間市大字中間2634	18・9・1
朝倉生歯2	藤村歯科医院	ふじむら歯科りえ小児歯科医院	朝倉市甘木1877-3	18・5・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
八女生109	後藤内科医院	八女郡上陽町大字北川内442	八女市上陽町北川内442	18・10・1
八女生111	久良木医院	八女郡上陽町大字北川内332	八女市上陽町北川内332	18・10・1
八女生110	医療法人栄泉会しばた医院	八女郡上陽町大字北川内186-2	八女市上陽町北川内186-2	18・10・1
八女生歯57	山下歯科医院	八女郡上陽町大字北川内343-1	八女市上陽町北川内343-1	18・10・1
八女生歯58	大坪歯科医院	八女郡上陽町大字北川内187-4	八女市上陽町北川内187-4	18・10・1
八女生薬31	ほたる調剤薬局	八女郡上陽町大字北川内186-1	八女市上陽町北川内186-1	18・10・1

福岡県告示第2093号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
粕生柔27	植田大（かよいちょう整骨院）	糟屋郡粕屋町駕与丁3丁目2-1	18・9・21
粕生柔28	東友也（かよいちょう整骨院）	糟屋郡粕屋町駕与丁3丁目2-1	18・9・21

福岡県告示第2094号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
女介113	久良木医院	八女市上陽町北川内332	18・10・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
女介143	医療法人栄泉会しばた医院	八女市上陽町北川内186-2	18・10・1	訪介・訪看・訪り・予訪看・予訪り
女介歯37	山下歯科医院	八女市上陽町北川内343-1	18・10・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
女介歯42	大坪歯科医院	八女市上陽町北川内字小憎頭187-4	18・10・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
小介歯40	小郡歯科医院	小郡市三沢4795-9	17・11・1	居管
大野居27	南ヶ丘訪問看護ステーションききょう	大野城市大字牛頸1034-5	18・9・1	訪看・予訪看
八女生居41	株式会社コムスン訪問看護ステーション八女	八女市津江字高島544-1	18・9・1	訪看・予訪看
飯居201	良創夢訪問看護ステーション	飯塚市忠隈394-5	18・9・1	訪看・予訪看

久支71	「やすたけ」ケア プランサービスセ ンター	久留米市安武町住吉1766	18・8・1	居支
久支70	ケアプランサービ ス菜の花	久留米市津福今町458-3	18・4・1	居支
久居236	デイサービスセン ター耳納さんぼみ ち	久留米市山川町1071-1	18・9・1	通介・予通介
久居235	デイサービスセン ターでてこんの・ 元気	久留米市高良内町3798-5	18・9・1	通介・予通介
飯居200	わきあいあい	飯塚市口原1676	18・9・1	訪介・予訪介
田居125	ハンズ・デイサー ビス	田川市大字弓削田3470-4	18・10・1	通介・予通介
朝倉居37	グループホーム和 笑	朝倉市長谷山393-10	18・10・1	認共・予認共
朝倉居36	通所リハビリだん らん	朝倉市下浦715	18・10・1	通り・予通り
八女居40	指定訪問介護すこ やか八女	八女市吉田1659-6 グリー ンコーポ203B	18・8・1	訪介・予訪介
行支27	ケアプランサービ ス芭蕉の杜	行橋市大字中津熊467	18・9・1	居支
大野居25	グループホームさ わかテラス大野 城	大野城市牛頸4丁目5-29	18・9・1	認共・予認共
大野支14	ケアプランサービ ス「南ヶ丘」	大野城市大字牛頸1034-5	18・9・1	居支
筑紫居40	ヘルパーステーシ ョン和	筑紫野市針摺東1丁目8- 3 ソシアB204	17・1・1	訪介・予訪介
古居34	聖恵訪問介護ステ ーション	古賀市鹿部482	18・9・1	訪介・予訪介
古居35	北九州古賀病院通 所リハビリテーシ ョンきらめき	古賀市千鳥2丁目12-1	18・10・1	通り・予通り

福津居27	デイサービス遊里 苑	福津市西福岡2丁目1-3	18・9・1	通介・予通介
遠居92	ケアセンターであ い	遠賀郡岡垣町東高倉1丁目 20-1パークアベニュー東 高倉102号	18・9・1	訪介・予訪介
う支9	ケアプランサービ ス涼風	うきは市吉井町生葉632- 1	18・9・1	居支
う居22	デイルームみなみ かぜ	うきは市吉井町生葉632- 1	18・9・1	通介・予通介
久居234	あおぎり荘在宅介 護サービスセンタ ー	久留米市城島町芦塚804- 1	18・2・1	通介・予通介
田川居206	かわら介護サービ ス	田川郡香春町大字中津原 2877-3	18・9・1	訪介・予訪介
田川居207	ヘルパーステーシ ョンひょうたん	田川郡川崎町大字池尻458 -9	18・9・1	訪介・予訪介
大居141	小規模多機能ホー ムいまやまの家	大牟田市大字今山1184-23	18・9・1	小居・予小居
大野居26	ほのぼの	大野城市乙金東2丁目17- 3	18・10・1	認通・予認通
粕居49	こころの家	糟屋郡篠栗町大字田中167 -2	18・9・1	小居・予小居
粕居50	グループホームさ くら荘	糟屋郡篠栗町大字篠栗4767 -4	18・9・1	認共・予認共
北介療14	尾石内科消化器科 医院	糟屋郡粕屋町大字仲原402 -20	18・5・1	訪看・訪り・ 通り・居管・ 短療・療養・ 予訪看・予訪 り・予通り・ 予居管・予短 療

前介32	医療法人順心会中村循環器科心臓外科医院	前原市大字波多江263-1	18・4・1	訪看・訪リ・通り・居管・予訪看・予訪リ・予通り・予居管
大介412	医療法人幸親会有明病院	大牟田市船津町440-3	18・9・1	訪看・訪リ・通介・居管・短療・療養・予訪看・予訪リ・予通介・予居管・予短療
像生介老1	宗像医師会介護老人保健施設よつづか	宗像市田熊5丁目5-6	18・9・1	訪リ・通り・短療・老保・予訪リ・予通り・予短療
京居62	トータルケアサービス	京都郡みやこ町徳政309-2	18・4・1	訪介・予訪介
久居170	デイサービスセンターはげ並樹	久留米市山本町豊田1567-1 特別養護老人ホーム紅葉樹内	18・4・1	通介・予通介
久介福4	特別養護老人ホーム紅葉樹	久留米市山本町豊田1567-1	18・4・1	短生・老福・予短生
直居22	ヘルパーステーションわかな	直方市大字下新入630-5 第2天神ビル105号	18・4・1	訪介・予訪介
直居46	株式会社介護サービスわかば	直方市新町2丁目5-22	18・4・1	福用・予福用
飯居17	ヘルパーステーションこすもす	飯塚市大日寺1432-1	18・4・1	訪介・予訪介
飯居43	飯塚指定訪問介護事業所	飯塚市目尾788-1	18・4・1	訪介・予訪介
飯支30	有限会社ケア・サービスあい	飯塚市若菜152	18・4・1	訪介・居支・予訪介
飯居61	飯塚指定福祉用具レンタル事業所	飯塚市目尾788-1	18・4・1	福用・福販・予福用・予福販

田居48	思い出ケアサービス	田川市大字弓削田525-1	18・4・1	訪介・予訪介
柳居14	有限会社ふくしきーびす	柳川市中町22-2	18・4・1	訪介・通介・居支・予訪介・予通介
嘉麻居1	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会嘉麻南訪問介護事業所	嘉麻市上山田502-6	18・4・1	訪介・予訪介
嘉麻居16	ケアステーションさくら	嘉麻市下山田308-2	18・4・1	訪介・予訪介
行居10	有限会社今元ケアサービス	行橋市大字元永1898	18・4・1	訪介・予訪介
行居48	ヘルパーステーション芭蕉の杜	行橋市大字中津熊467-3	18・4・1	訪介・予訪介
大野居2	悠生園デイサービスセンター	大野城市大城5丁目28-1	18・4・1	通介・予通介
筑紫居40	ヘルパーステーション和	筑紫野市針摺東1丁目8-3 ソシアB204	18・9・1	訪介・予訪介
古居6	大創リベラル福祉用具事業所	古賀市舞の里1丁目8-5	18・4・1	福用・福販・予福用・予福販
古居31	ライブリーワンデイサービス	古賀市天神1丁目8-36	18・4・1	通介・予通介
古居32	ライブリーワンヘルパーセンター	古賀市天神1丁目8-28	18・4・1	訪介・予訪介
糸島居4	可也病院デイケア	糸島郡志摩町大字師吉1200	18・11・1	通り・予通り
う居10	ヘルパーステーション涼風	うきは市吉井町生薬621-1 学信館内1階	18・4・1	訪介・予訪介
久居234	あおぎり荘在宅介護サービスセンター	久留米市城島町芦塚804-1	18・4・1	通介・予通介
田川居151	ケアポートさくら	田川郡福智町赤池680	18・4・1	訪介・予訪介

福岡県告示第2095号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び住所の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
北介療14	尾石胃腸科内科医院	尾石内科消化器科医院	糟屋郡粕屋町大字仲原402-20	18・5・1
古支9	ケアプランサービス花梨	豊資会ケアプランサービス	古賀市青柳町803	18・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
女介113	久良木医院	八女郡上陽町大字北川内332	八女市上陽町北川内332	18・10・1
女介143	医療法人栄泉会しばた医院	八女郡上陽町大字北川内186-2	八女市上陽町北川内186-2	18・10・1
女介歯37	山下歯科医院	八女郡上陽町大字北川内343-1	八女市上陽町北川内343-1	18・10・1
女介歯42	大坪歯科医院	八女郡上陽町大字北川内字小憎頭187-4	八女市上陽町北川内字小憎頭187-4	18・10・1
京支34	ケアライフサポート	京都郡みやこ町豊津671-6	京都郡みやこ町徳政309-2	18・9・1
京居62	トータルケアサービス	京都郡みやこ町豊津671-6	京都郡みやこ町徳政309-2	18・9・1
行居28	白ゆりヘルパーサービス	行橋市門樋町4-13	行橋市大橋2丁目12-21ヴィラージュなかの1101号	16・11・1

筑紫居40	ヘルパーステーション和	太宰府市梅香苑2丁目9-16	筑紫野市針摺東1丁目8-3ソシアB204	18・9・1
古支9	豊資会ケアプランサービス	古賀市花見南2丁目14-15	古賀市青柳町803	18・10・1
宮居35	ことぶきヘルパーステーション	宮若市磯光1596-14	宮若市磯光1827-220	18・10・1
女居5	社会福祉法人上陽町社会福祉協議会	八女郡上陽町大字北川内123-1	八女市上陽町北川内123-1	18・10・1
女支3	上陽町光陽の郷在宅介護支援センター	八女郡上陽町大字北川内2818-1 社会福祉法人上陽福寿会	八女市上陽町北川内2818-1 社会福祉法人上陽福寿会	18・10・1
女介福2	特別養護老人ホーム光陽の郷	八女郡上陽町大字北川内2818-1	八女市上陽町北川内2818-1	18・10・1
女居21	光陽の郷ショートステイ	八女郡上陽町大字北川内2818-1	八女市上陽町北川内2818-1	18・10・1
女居36	しばた医院指定通所リハビリテーション事業所	八女郡上陽町大字北川内186-2	八女市上陽町北川内186-2	18・10・1
田川居129	有限会社ライフケアステーション恵比寿	田川郡福智町金田60-1	田川郡福智町金田60-2	18・8・17

福岡県告示第2096号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
京支34	ケアライフサポート	京都郡みやこ町徳政309-2	18・9・30
飯支39	ケアプランセンター太陽と海	飯塚市新立岩7-22	18・7・31

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像介68	今村医院	宗像市赤間駅前1丁目2-7弓削ビル2F	18・6・30
女介143	医療法人栄泉会しばた医院	八女郡上陽町大字北川内186-2	18・9・30
女介36	木下医院	八女郡上陽町大字北川内442	14・12・30
女介113	久良木医院	八女郡上陽町大字北川内332	18・9・30
小介歯40	小郡歯科医院	小郡市三沢4795-9	18・9・1
女介歯37	山下歯科医院	八女郡上陽町大字北川内343-1	18・9・30
女介歯42	大坪歯科医院	八女郡上陽町大字北川内字小憎頭187-4	18・9・30
春居19	田中整骨院介護用具センター	春日市春日原東町1丁目21-1	18・9・30
粕居32	ツクイ粕屋	糟屋郡粕屋町大字仲原1798-1	18・10・1

福岡県告示第2097号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

築上郡築上町大字築城290-1、290-3、290-5、291-5から291-7まで、324-1から324-4まで、324-6、324-8、324-10、324-12から324-14まで、325-1、345-1、345-2、346-1、346-3、365-4、大字東築城978-2、991-

3、992-4から992-6まで、1000-1から1000-13まで、1000-15から1000-20まで、並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部（第一工区、第二工区、第三工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

築上郡築上町大字椎田891-2

築上町長 新川 久三

福岡県告示第2098号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡鞍手町大字八尋字幸ノ浦1501-7、1529-1、1529-15から1529-27まで、1531-1、1531-6から1531-9まで、字梅ノ木1576-6、字大谷1577-6及び字流1615-6（第7工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

鞍手郡鞍手町大字中山3705番地

鞍手町長 柴田 好輝

福岡県告示第2099号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市龍徳字小柳976-1から976-4まで、及び977-1から977-3まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

直方市大字上境1169番地3

長野 悠子

福岡県告示第2100号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字原町287-4、289-1、291-1、291-4及び291-5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡粕屋町大字原町74
山本 智美

福岡県告示第2101号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
八女市大字本町字道免2番114、2番115の1、2番116の1、2番117、2番120の1、2番120の5、2番121の1及び2番727
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第1福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第2102号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、指定医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
18 健 結 第 9 号	医療法人中島クリニック	大牟田市大字田隈392-2	18・5・1
18 健 結 第 10 号	医療法人啓春会まつお眼科	大牟田市青葉町48-1	18・6・6
18 健 結 第 11 号	あとむ薬局	大牟田市末広町233	18・8・1
18 健 結 第 12 号	大岸歯科医院	大牟田市三川町1-26-43	18・10・1

福岡県告示第2103号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関の指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項の規定により次のように告示する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
10 健 結 第 139 号	中島クリニック	大牟田市大字田隈392-2	18・4・30
13 健 結 第 82 号	まつお眼科	大牟田市青葉町48-1	18・6・5

福岡県告示第2104号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人福岡市ボート協会
 - (2) 代表者の氏名
川崎 八千雄
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡市東区香椎浜三丁目21-10
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡市民に対して、ボート競技を振興して、福岡市民の体力の向上とスポーツ精神を育成することにより、福岡市の文化の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2105号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年10月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人こもんはうす
 - (2) 代表者の氏名
岡本 恵利美
 - (3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区竹下4丁目1番8号 竹下ビル2階

- (4) 定款に記載された目的
この法人は、在宅となっている障がい者に対して、社会参加・生活訓練の活動拠点を支援する事業を行い、生まれ育った地域の中で生き生きと生活できる環境づくりと健やかに暮らせる地域社会づくりを通して福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2106号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年10月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ふくおかNPOセンター
 - (2) 代表者の氏名
茂木 桃子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区天神5丁目5-8 福桜ビル3C
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、エヌピーオー活動に従事する者及び従事しようとする者に対する能力向上のための機会提供事業並びに社会全体に対するエヌピーオーの地位向上のための啓発及び企画提案事業を行い、もってエヌピーオーの活動基盤整備及び活性化と、人々の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2107号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人三悠プロセス

(2) 代表者の氏名

岩下 賢二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大野城市仲畑二丁目13番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自立を目指す高齢者及び障害者に対して、軽作業を中心とした雇用機会の提供とその生活環境の支援を行い、健全者と障害者及び様々な世代が共存する地域社会の創造に寄与することを目的とする。

公 告

公告

第35回採石業務管理者試験（平成18年10月13日実施）の合格者を次のように発表する。

平成18年10月25日

福岡県知事 麻 生 渡

合格者受験番号

11	14	22	23	24	30
43	47	54	62	63	66

70

72

公安委員会

福岡県公安委員会告示第287号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成18年10月25日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別、実施日、時間及び場所
施設警備業務（1級）

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
平成19年1月30日（火）	午前9時から、お おむね午後5時ま で	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- 2 受検定員

30名

- 3 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、検定等規則第8条第2号に該当するものとして、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定証の交付を受けている者

- 4 検定の方法

検定は、筆記試験（5枝択一式20問）及び実技試験により行う。

なお、筆記試験の後、実技試験を行うが、筆記試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

- 5 学科試験及び実技試験（施設警備業務1級）

- (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。
- ウ 施設警備業務の管理に関すること。
- エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 施設警備業務の管理に関すること。
- ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受付期間及び申請方法等

(1) 受付期間

平成18年11月1日（水）から平成18年12月27日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、受検申請者が定員に達したときは、受付けを締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）1通
- 住居地を疎明する書面
- 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 1級検定受検資格認定書（検定等規則第8条第2号の規定に基づき都道府県公安委員会が交付した書面）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）1通
- 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）
- 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

- 1級検定受検資格認定書（検定等規則第8条第2号の規定に基づき都道府県公安委員会が交付した書面）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に居住地（検定受検者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 検定申請は、原則として受検者本人が申し込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(4) 検定手数料

施設警備業務（1級）

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

7 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

8 その他

(1) 受検当日、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、午前9時から午後5時（県の休日を除く。）まで、

最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
印刷 株式会社エッセイ

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)